

第5章 特別史跡の現状と課題

1 保存（保存管理）

【現状】

廉塾ならびに菅茶山旧宅の土地の所有者は、水路については福山市、それ以外は個人所有であり、大半が民有地となっており、建物も個人所有である。

こうした中、建物等の老朽化やき損に対応するため、1995（昭和30）年度からこれまでに主なものだけでも14回の修理等の事業を行っている。しかし、築200年を超えている建物などがあることから、老朽化によるき損は現在も生じている。

保存施設については、史跡標柱、説明板、境界標、制札（注意札）を整備し、南東側の水路沿いなどには竹垣を設置しているが、竹垣は老朽化している。北東側の指定地の境界には、ブロック塀、スレート塀を設置しているが、廉塾・付属施設の竹縁付近から見えることから、景観的なアンバランスが指摘される。

指定地の南側にある畑の耕作・管理に関しては、地元の廉塾ふれ愛ボランティア絆の会が対応し、散水などのために水道施設や水中ポンプを整備している。

防災に関しては、修理等の事業の中で消火栓の整備などを行っている。また、消防法17条の3の3の規定による同施行規則第31条の4及び消防庁告示第3号第2項第3項及び第4項により、6ヶ月に1回消火器・屋外消火栓・自動火災報知設備の点検を行っている。

加えて、福山市文化財保護指導員による年2回の文化財パトロールが行われており、特別史跡や周辺の清掃美化活動は、廉塾ふれ愛ボランティア絆の会が定期的に行っている。

指定地内の植生の管理については、庭木の定期的な剪定、下草刈りを行っているが、樹木の成長・繁茂により、建物のき損や石垣の孕みなどが生じており、周辺への影響も懸念される。

指定地の日常のかつ管理については、敷地が広いこと、建物が数多くあることなどから、所有者ですべてに対応することは困難であり、通常、使用しない建物の劣化が進んでいるとともに、年数回の福山市による庭木の剪定、草刈りでは、雑草の繁茂などに十分対応し切れていないのが現状である。

【課題】

保存（保存管理）に関わる主要な課題としては、次のような点が指摘でき、活用や整備、運営・体制と関連づけて検討する必要がある。

- 特別史跡の管理を所有者の管理としていることは適切か。
- 多数の建造物の管理に、どのように取り組んでいくか。
- 庭などの植栽、樹木・樹林の扱い、管理の方法をどのようにするか。
- 建造物の修理等に、どのように取り組んでいくか。
- 保存施設（説明板、囲いなど）などの管理・更新に、どのように取り組んでいくか。
- 指定地内にある電柱や電線類などの扱いをどのようにするか。
- 土地の公有化をどのようにするか。

2 活用

【現状】

廉塾ならびに菅茶山旧宅の活用に関しては、観光ボランティアガイド（神辺町観光協会）が組織されており、原則、毎週土日、祝日の午前10時から午後4時まで、観光ボランティアガイド詰所（待機所）に常駐待機している。また、平日は5名以上の団体について予約制で対応している。

この他、コミュニティ活動・地域活動として、菅茶山顕彰会による絵画展や会報の発行、地元の七日市上自治会による清掃活動や啓発活動、神辺ライオンズクラブによる史跡めぐりなどが行われている。

さらに、菅茶山記念館は、菅茶山に特化した展示等を行う施設であり、特別展なども行っている。

なお、廉塾ならびに菅茶山旧宅は、現役の住宅でもあり、生活と公開・活用との調整が不可欠である。

※観光ボランティアガイドを利用した見学者数、廉塾ならびに菅茶山旧宅に関わる地域活動、及び菅茶山記念館の入館者数と特別展については、第2章「3 社会環境」で記述。

【課題】

活用に関わる主要な課題としては、これまでの活動主体やその取組を踏まえると、次のような点が指摘できる。

- 整備と合わせて、公開・活用のあり方をどのようにするか。
- 活用に携わっている地域活動団体等の担い手（ガイドなど）をいかに確保・養成し、持続的な活動にしていくか。
- 活用に携わっている地域活動団体等の連携をいかに高めるか。
- 活用に関わる施設・設備（休憩、案内、説明など）の整備（新設、更新、修繕など）をいかに進めるか。
- 活用に関わる情報発信・提供を、どのように行うか。

3 整備

【現状】

保存に関わる整備については、前記のように修理等を行ってきたが、老朽化やき損の現状を踏まえ、さらに、計画的に整備（修理等）を行う必要がある。また、保存施設（説明板、囲い）などの更新・新規整備なども検討する必要がある。

活用に関する整備のうち指定地内については、誘導標識、送迎スペースの整備、小広場（送迎スペース）の確保とベンチの設置を行っている。

指定地外については、道路をはさんだ向かい側に観光ボランティアガイド詰所、また、南西側の近接地にはトイレを整備している。

ただし、特別史跡の案内や解説、ガイドダンス、管理棟、休憩施設、駐車場などの施設・設備は未整備である。

【課題】

保存に関わる整備の主要な課題については、前記の「1 保存(保存管理)」で示している。

活用に関わる整備の主要な課題を検討すると、次のような点が指摘できる。

- サイン（案内板、解説板、誘導標識など）のデザインや配置をどのようにするか。
- 管理や休憩の施設、トイレ、送迎スペース、駐車場などの必要性やあり方を検討し、周辺を含

めてどのように確保・整備するか。

○案内・ガイド機能をどのようにするか。

○指定地内の建物（寮舎など）を利用した管理や休憩，展示などの施設整備は可能か。

4 運営・体制の整備

【現状】

廉塾ならびに菅茶山旧宅の管理の主体は所有者となっており，水路については福山市が，それ以外は個人が管理しており，特別史跡の管理団体は指定されていない。

具体的には，建造物の修理等や植栽の管理などについては，福山市と所有者（個人）が連絡・調整しながら行っている。

また，清掃美化や活用に関しては，前記のように観光ボランティアガイド（神辺町観光協会），地元の廉塾ふれ愛ボランティア絆の会，菅茶山顕彰会，神辺ライオンズクラブによって，様々な活動・取組が行われている。

【課題】

管理・体制に関わる主要な課題としては，管理や特別史跡を活かした活動の状況などを踏まえると，次のような点が指摘できる。

○所有者と協議して，土地・建物等の管理団体指定あるいは公有化についてどのような方法を取っていくか。

○維持管理や活用に関わる地域活動団体等，所有者及び福山市の連携，協働の体制をいかに確保・強化していくか。

○特別史跡を確実に保存し，有効に活用していくため，地域住民をはじめとした市民の協力・参加を促進していく方策やその実施・運営，及びそれを担う体制をどのようにするか。

※文化財保護法は，重要文化財については，所有者が管理する（第 31 条）ことを基本に，所有者による管理が著しく困難な場合等，地方公共団体を指定して必要な管理を行わせることができる（第 32 条の 2）。一方，史跡名勝天然記念物については，管理団体による管理及び復旧（第 113 条）を基本とし，管理団体がある場合を除いて，所有者が管理及び復旧に当たるものとしている（第 119 条）。